

令和 5 年度
第 4 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 5 年 7 月 1 9 日（水）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第4回総会 議事録

令和5年7月19日（水）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請許可報告について

報告第4号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：19名）

1番 山内 磨砂樹	2番 浅野 豊久
3番 坂井 利弘	4番 本多 幸信
5番 伊藤 真澄	6番 服田 裕二
7番 森下 重信	8番 戸松 勲
9番 河邊 直喜	10番 加藤 和敏
11番 大橋 源一郎	12番 稲垣 哲夫
13番 伊藤 真由美	14番 野田 正広
15番 浅野 富士男	16番 武田 金之
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：16名）

1番 木村 光男	2番 今井 賢次
3番 鷺津 富夫	4番 蟹江 勇夫
5番 大嶋 茂	6番 柴山 守男
7番 野田 義隆	8番 吉田 善政
9番 （欠席）	10番 花木 定信
11番 山中 政勝	12番 安藤 均
13番 夫馬 政義	14番 川合 一

15番 高橋 紘治

16番 後藤 守

17番 菱川 善也

<欠席委員>

(農地利用最適化推進委員：1名)

9番 土川 猛司

<事務局>

事務局長 加藤 勝明

専任課長 角田 篤彦

課長補佐 近藤 周二

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第4回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会 (午後2時05分)

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第4回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中19名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。

慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。3番 坂井利弘委員さん、18番 杉本ひろ子委員さんのご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたしますが、議案第1号27番につきましては、稲垣哲夫委員さんが関係する案件となります。

一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<稲垣哲夫委員 退席>

【浅野議長】

事務局、議案第1号27番を説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、議案第1号27番についてご説明申し上げます。事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。ページをめくりまして、3ページをご覧ください。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。27番につきましては、経営拡大のため所有権の移転をされるものです。

以上、農地法第3条許可1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号27番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<稲垣哲夫委員 自席に戻る>

【浅野議長】

引き続き、議案第1号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の1ページをご覧ください。引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました27番を除き、所有権移転6件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

2ページの22番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。23番につきましては、親族間の贈与にて所有権を移転し、営農を開始されるものです。24番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。25番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。26番につきましては、親族間の贈与にて所有権を移転し、営農を開始されるものです。3ページの28番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可6件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題といたしますが、議案第2号74番につきましては、成瀬宏満委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<成瀬宏満委員 退席>

【浅野議長】

事務局、議案第2号74番を説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、議案第2号74番についてご説明申し上げます。提出議案の6ページをご覧ください。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、使用貸借権設定1件です。

74番につきましては、分家住宅を建築するものです。都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号74番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

＜成瀬宏満委員 自席に戻る＞

【浅野議長】

引き続き、議案第2号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

引き続き、議案第2号についてご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました74番を除き、所有権移転7件、賃借権設定3件、使用貸借権設定3件です。詳細は5ページから7ページとなります。5ページの69番から73番につきましては、分家住宅を建築するものです。6ページの75番につきましては、店舗の建築及び駐車場兼資材置場として利用されるものです。以上、6件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、76番から7ページの81番につきましては駐車場、82番につきましては駐車場兼資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法第5条許可13件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長

に進達することといたします。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。
事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の 8 ページをご覧ください。議案第 3 号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、9 ページから 10 ページとなります。

10 ページの 1 番から 5 番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うもので、愛知西農業協同組合が借受けて、「はつらつ農業塾」の研修圃場として利用されるものです。利用権の貸借期間が令和 5 年 8 月 31 日で終了になりますので、本計画は利用権の更新を行う内容の集積計画になります。なお、借受ける農地では、農業堅守に適した露地野菜を対象に、種蒔きから収穫までの一連の農業作業研修を行います。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 3 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

【浅野議長】

次に、日程第 3 「報告事項」を議題とします。

- ・報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理報告について」

- ・報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請許可報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから9ページの所有権移転22件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件です。10ページをご覧ください。報告第3号は、農地法第5条の規定による許可申請許可報告についてです。今月の報告は、11ページの1件です。12ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、13ページから14ページの10件です

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後2時25分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 坂井 利弘

署名者 杉本 ひろ子